

私のアクション！未来の NAGANO 創造県民会議（仮称）規約（案）

第 1 章 名称

（名称）

第 1 条 この会議は、「私のアクション！未来の NAGANO 創造県民会議」（以下「県民会議」という。）と称する。

第 2 章 目的と活動等

（目的）

第 2 条 県民会議は、急激な人口減少の緩和と人口減少社会への適応を進めるため、県民や産業界、地域、行政がオール信州で「信州未来共創戦略～みんなでつくる 2050 年の NAGANO～」(以下「戦略」という。)を策定し、推進することを目的とする。

（活動等）

第 3 条 県民会議は、前条の目的を達成するために、次の活動等を行う。

- (1) 戦略の策定及び改定に関すること
- (2) 戦略の推進に関すること
- (3) その他県民会議の目的を達成するために必要な事項

第 3 章 組織

（会員）

第 4 条 県民会議の会員は、戦略策定の趣旨に賛同する個人及び団体とする。ただし、宗教団体、政治団体や、反社会的な活動を行う団体及びこれに従事する者は会員となることはできない。

2 県民会議に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を事務局に提出するものとする。

3 県民会議を退会しようとする者は、別に定める退会申込書を事務局に提出するものとする。

（役員の種別と数）

第 5 条 県民会議に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 共同代表 5 名
- (3) 運営委員 10 名以内
- (4) 監 事 2 名

（役員の職務）

第 6 条 会長は、県民会議の業務を総理し、県民会議を代表する。

2 共同代表は、会長を補佐する。

3 運営委員は、第 15 条に定めるところによりその職務を行う。

4 監事は、県民会議の会計及び業務の執行の状況を監査し、その結果を第 12 条で定める全体会に報告する。

(役員の選任)

第7条 会長は、長野県知事をもって充てる。

2 共同代表は、次の職にある者をもって充てる。

一般社団法人 長野県経営者協会 会長

日本労働組合総連合会長野県連合会 会長

国立大学法人 信州大学 学長

長野県市長会 会長

長野県町村会 会長

3 運営委員は、会長が会員のうちから推薦し全体会において選任する。ただし、1名は長野県企画振興部長をもって充てる。

4 監事は、会長が会員のうちから推薦し全体会において選任する。

(運営委員等の任期)

第8条 長野県企画振興部長を除く運営委員及び監事（以下「運営委員等」という。）の任期は2年以内とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠のため就任した運営委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

3 運営委員等は任期が満了した場合には、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行うものとする。

(顧問)

第9条 会長は、県民会議に顧問を置くことができる。

2 顧問は、県民会議の活動等について助言を行う。

(事務局)

第10条 県民会議の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局について必要な事項は別に定める。

第4章 会議

(会議の種類)

第11条 県民会議に、次の会議を置く。

(1) 全体会

(2) 運営委員会

(全体会)

第12条 全体会は、県民会議の最高決定機関であって、全会員をもって構成する。

2 全体会は、毎年1回以上開催し、次の事項について審議する。

(1) この規約の改正に関すること

(2) 戦略の策定及び改定に関すること

(3) 戦略の推進に関すること

(4) 予算及び事業計画に関すること

(5) 決算及び事業報告に関すること

(6) その他会長の付議した事項

(全体会の招集等)

第13条 全体会は、会長が招集し、議長は会長が指名する。

(議決方法)

第14条 全体会の議事は、出席会員の多数の賛意の表明をもってこれを決する。

(運営委員会)

第15条 運営委員会は、次の委員を置く。副委員長1名は長野県企画振興部長をもって充て、委員長、副委員長1名は運営委員の互選により選出する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 委員 7名以内

2 運営委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 県民会議の企画及び運営に関する事
- (2) 広報活動の企画に関する事
- (3) 全体会に付議すべき事項
- (4) その他会長の付議した事項

(運営委員会の招集)

第16条 運営委員会は、委員長が招集し議長を務める。

2 緊急その他やむを得ない事情がある場合又は委員長が招集し審議する必要があると認める場合は、前項の規定に関わらず、持ち回り審議によって、これに代えることができる。

(運営委員会開会の定足数)

第17条 運営委員会は、運営委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(運営員会議決の定足数)

第18条 運営委員会の議事は、出席した運営委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

第5章 部会

(部会)

第19条 第3条の活動等の具体化を図るため、会長は必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会について必要な事項は、別に定める。

第6章 プロジェクトチーム

(プロジェクトチーム)

第20条 第3条の活動等の具体化を図るため、運営委員長は必要に応じてプロジェクトチームを置くことができる。

2 プロジェクトチームに関し必要な事項は、別に定める。

第7章 会計

(経費)

第21条 県民会議に要する経費は、長野県負担金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第22条 県民会議の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、設置された年度に当たっては、この規約の施行の日から令和7年3月31日までとする。

(事業計画及び予算)

第23条 県民会議の予算案及び事業計画案は、毎事業年度開始前日までに会長が作成する。

2 予算案及び事業計画案は、全体会の議決を得なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、全体会開催前の年度当初の歳入歳出については、運営委員会の議決を得て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ業務を執行することができる。

(決算)

第24条 県民会議の決算は、監事の監査を経て全体会の承認を得なければならない。

(財務)

第25条 県民会議の財務に関し必要な事項は、別に定める。

(剰余金の分配の禁止)

第26条 県民会議は、剰余金の分配は行わない。

第8章 解散

(解散)

第27条 県民会議は、第2条に規定する目的が達成されたとき、または会長の決定により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第28条 県民会議が解散する場合において有する残余財産は、長野県に帰属する。

第9章 補則

(細則)

第29条 この規約の施行について必要な事項は運営委員会に諮って運営委員長が定める。

附則

この規約は、令和6年12月23日から施行する。